

令和４年度

事業計画書

令和４年３月

福島県相双保健福祉事務所

目次

第Ⅰ編　施策の基本方針及び重点施策等・・・・・・・・P１

　第１　基本方針及び重点施策

第Ⅱ編　各部別事業計画・・・・・・・・・・・・・・・P４

　第１　総務企画部

　　１　総務企画課・・・・・・・・・・・・・・・・・P５

　第２　健康福祉部

　　１　保健福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・P９

　　　　高齢者支援チーム

　　　　児童家庭支援チーム

　　　　障がい者支援チーム

　　２　生活保護課・・・・・・・・・・・・・・・・・P２７

　　３　健康増進課・・・・・・・・・・・・・・・・・P２９

第３　生活衛生部

　１　医療薬事課・・・・・・・・・・・・・・・・・P４０

　　　医療薬事チーム・・・・・・・・・・・・・・・P３８

　　　感染症予防チーム・・・・・・・・・・・・・・P４３

　２　衛生推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・P４８

　　　環境衛生チーム・・・・・・・・・・・・・・・P４８

　　　食品衛生チーム・・・・・・・・・・・・・・・P５０

　第４　いわき出張所・・・・・・・・・・・・・・・P５２

　第Ⅲ編　年間行事予定表・・・・・・・・・・・・・P５８

第Ⅰ編　施策の基本方針及び重点施策等

第１　基本方針及び重点施策

○　基本方針

令和４年３月に改定された「保健福祉医療復興ビジョン」では、「目指すべき将来の姿」の実現に向け「全国に誇れる健康長寿の実現」「質の高い地域医療提供体制の確保」「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」「いきいき暮らせる地域共生社会」「誰もが安全で安心できる生活の確保」の５つの基本目標を重点施策の方向と位置付けており、同ビジョンの計画内容に基づき施策を展開する。

○　重点施策

１　全国に誇れる健康長寿の実現

健康長寿県の実現に向け、「食・運動・社会参加」を３本の柱として、運動習慣の定着

を図るための動機付けや食育活動の推進に取り組む。

　　また、地域包括ケアシステムの深化を図るため、市町村が実施する先進的な取組への支

援や研修会による人材育成等を行うとともに、原発事故の被災市町村における地域包括ケ

アシステム構築に向けた支援を進めていく。

２　質の高い地域医療提供体制の確保

　　地域医療を支える医師や看護師等の人材の養成・確保のほか、地域において効率的か

つ質の高い医療提供体制を構築するため、地域医療構想等に基づき、医療施設の整備及

び在宅医療におけるかかりつけ医や看護師など多職種連携の推進に取り組む。

　　また、新型コロナウイルス感染症対策には、機動的に対応するとともに、新興

感染症等の発生に備えた体制整備や連携を図る。

３　安心して子どもを産み育てられる環境づくり

出会い・結婚から子育てまでの県民の希望に応えるため、出会いの機会の提供や結婚新

生活への支援に取り組むほか、健診や子育て相談の充実、不妊・不育症に悩む夫婦や妊産婦への支援など、出産・育児を支える保健・医療体制の確保を図る。

　　また、家庭環境や障がいの有無にかかわらず誰もが輝く社会づくりに向けて、相談体制の充実・強化、発達障がいやひきこもりへの相談対応など、援助を必要とする子どもや家庭への支援に取り組む。

さらに、子どもたちを社会全体で育む環境づくりを進めるため、保育所等の整備と保育

人材の確保を支援し保育の受け皿を拡充するとともに、市町村や民間団体が地域の実情に

応じて実施する子育て事業への支援などを行う。

４　いきいき暮らせる地域共生社会

地域生活課題解決に向け、世代や分野を超えた包括的な体制、地域づくりを支援し、地

域共生社会の実現を図る取組を行う。

　　また、被災者等に対する支援として、心のケア事業や生活支援相談員による見守り活動

などを実施する。

さらに、福祉・介護人材の確保を図るため、多様な人材の参入や育成を促進する取組のほか、避難指示解除区域等における介護施設の円滑な事業再開に向けた支援を進める。

５　誰もが安全で安心できる生活の確保

県産加工食品の安全確保と風評払拭のため、県内食品事業者を対象に放射性物質管理

を組み合わせた県独自の「ふくしまＨＡＣＣＰ」の導入を推進する。

また、安全な飲料水が安定供給されるよう、市町村や一部事務組合が実施する水道施設

の耐震化等の取組を支援する。

６　新型コロナウイルス感染症対応  
　　新型コロナウイルス感染症については、管内の医療機関や医師会等と連携して、患者発

生時に患者に適切な医療サービスを供給できる体制の構築を図る。また、患者やその家族、地域住民に対しては、疫学調査やクラスター調査、住民からの相談対応等を行うことで、公衆衛生学的なアプローチによる感染拡大の防止を行う。

第Ⅱ編　各部別事業計画

第１　総務企画部

１　総務企画課

○地域保健医療福祉の総合的な推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 厚生統計関係調査事業 | 国の厚生統計施策の基礎資料を得るとともに、保健・医療・福祉分野の施策を効果的・効率的に推進するため、各種統計調査を実施する。  (1) 保健衛生統計調査  ア　人口動態調査（毎月）  イ　医療施設動態調査（毎月）  ウ　病院報告（毎月）  エ　衛生行政報告例（年度報：5月、隔年報：２月）オ　地域保健・健康増進事業報告（年度報：6月）  カ　保健師活動領域調査（調査実施：5月）  (2) 社会福祉統計調査  　ア　福祉行政報告例（月報、年度報：4月）  (3)　国民生活基礎調査  　（調査員説明会：4月、調査実施：6月～7月） |  |
| ２ | 地域保健医療福祉推進事業 | 地域における保健・医療・福祉の連携を強化し、地域の実態に即した保健医療福祉施策を推進するため、相双地域保健医療福祉協議会を開催する。  　委員数：20名  　開催回数：１～２回  　開催場所：南相馬市 |  |
| ３ | 地域医療総合確保基金事業 | 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し、医療・介護サービスの提供体制整備を推進するため  設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業提案募集等について、関係機関への周知、提案希望団体への助言等を行う。 | 全庁重点  所重点 |
| ４ | 福祉避難所の指定等促進事業 | 福祉避難所未指定町への働きかけを行う。 |  |
| ５ | 地域診断事業 | 市町村における保健活動の方向性を整理するため、相双地域及び市町村別に健康を取り巻く状況の分析を行う。 |  |
| ６ | ふくしま健康情報ステーション事業、福島県版健康データベース事業 | 健康増進センターの保健・医療・福祉データ分析システムを活用し、市町村が、健康づくり施策の評価・改善等を行う場合に支援する |  |
| ７ | 被災地域の健康課題解決支援事業 | 県健康づくり推進課、市町村と連携し、健康増進センターの専門的知見や民間の先駆的な健康づくりサービスを活用しながら被災地域住民の健康課題解決に向けた支援を行う。 |  |

○被災者支援に係る市町村等との連携

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 被災市町村が行う健康支援活動への支援 | 被災市町村が行う住民への健康支援活動について、市町村が抱える課題の分析や、課題解決に向けた関係機関との調整等を行う。(関連事業　被災者健康サポート事業) | 全庁重点  所重点 |

○人材の育成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 地域保健福祉関係職員研修事業 | 保健医療福祉関係職員として適切なサービスを提供できるようにするため、職員等の資質の向上を図る。  (1) 福島県地域保健福祉職員新任研修のフォローアップ研修  　　本庁保健福祉総務課主催の新任研修を受講した管内・いわき市の職員を対象に開催する。  　 開催時期：12月  　 開催場所：相馬方部、いわき方部  (2) 保健医療福祉関係実習生の指導  　　保健・医療・福祉従事者養成機関の要請に応じ  て、当該学生に対する教育指導を行う。  　 実施時期：6月～10月  (3) 医師臨床研修生の受入（随時） |  |
| ２ | 保健師現任教育推進事業 | 福島県現任教育指針・プログラムに基づき、県及び市町村における保健師の現任教育を支える環境を構築する。  (1) 現任教育所内情報交換会  業務に関する情報交換、事例検討等を行う。  (2) 現任教育研修会の開催  県及び市町村の保健師等を対象に、保健師の専門能力向上のための研修会を開催する。  (3)統括保健師会  　管内市町村統括保健師を参集し、事業課題や現任教育状況等の情報共有、意見交換を実施する。  ※年度初め実施予定 |  |
| ３ | 地域保健福祉活動推進研修事業 | 効果的な地域保健対策を推進するため、市町村等の職員に対する研修を実施し、関係職員の資質の向上を図る。 | 所重点 |
| ４ | 地域医療体験研修事業 | 相双地域の医療や復興の現状について、医療機関や被災地の視察及び地域住民との交流等を通して理解を深めてもらう研修を行う。  実施時期：8月中旬～下旬（2泊3日）  　募集定員：15名程度 | 所重点 |

○青少年の健全育成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 青少年健全育成調査指導事業 | 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。  (1) 有害図書類の指定にかかる書店等の指導  　　実施時期：9月  (2) 携帯電話インターネット接続役務提供業者等に対する立入調査  　　実施時期：9月 |  |

○民間団体等への支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 民生委員及び児童委員諸活動支援事業 | 民間奉仕者である民生委員及び児童委員の活動の支援を通して社会福祉の増進を図るため、民生委員及び児童委員の選任手続や民生委員協議会への負担金の交付等を行う。  (1) 委嘱・解嘱事務（随時）  (2) 一斉改選事務（改選日：12月1日）  (3) 民生委員・児童委員報償費及び民生委員協議会負担金の支出 |  |

○社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 社会福祉法人指導事務 | 社会福祉法人の適正な運営を確保するため、社会福祉法に基づく認可等事務を行う。 |  |
| ２ | 社会福祉法人監督事務 | 社会福祉事業の健全な経営と公正な運営を確保するため、社会福祉法の規定に基づき、本庁福祉監査課と合同で、社会福祉法人に対する指導監査を実施する。  (1) 監査対象法人数：21法人  （うち町村社会福祉協議会10）  (2) 実施時期  社会福祉協議会：11月  施設運営法人：福祉監査課実施計画による。 |  |

○生活保護の適正実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 行旅死亡人取扱負担金 | 行旅病人及び行旅死亡人の医療、葬祭等に要した費用について、遺留金品や扶養義務者等により弁償されない場合に、市町村が負担した費用について、必要経費を審査し、実施機関である市町村へ交付する。 |  |

○援護事業の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 援護業務施行事務 | 経常的な下記援護業務を行う。  (1) 福島県戦没者追悼式への参列遺族等に関する遺族会との連絡調整  (2) 福島県戦没遺族者追悼式への参画  (3) 管内の戦没遺族者追悼式への参列 |  |
| ２ | 戦傷病者特別援護法に基づく援護業務 | 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者乗車券類引換証の交付等に関する事務を行う。  (1) 引換証の交付  (2) 引換証一覧表の整理（１月に実績報告） |  |

第２　健康福祉部

１－１　保健福祉課（高齢者支援チーム）

○福祉・介護人材に関する事業等の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 福祉・介護人材プロジェクト | 東日本大震災及び原子力発電所の事故による福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、緊急的に人材の育成、確保、定着を図るための様々な事業を総合的に展開する。  当所は、管内の人材確保の課題や対策事業の推進等を協議するため、本庁社会福祉課所管の「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」の地域版である「相双地域福祉・介護人材育成確保対策会議」を開催する。  (1)「相双地域福祉・介護人材育成確保対策会議」の開催  　　開催時期：2月  　　開催場所：南相馬市 | 全庁重点 |

○認知症施策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 福島県認知症施策推進事業 | 認知症に関わる地域支援関係者等に対して研修を行うことにより、認知症対応力の向上を図る。  (1)認知症対応力向上研修  　　開催時期：9月  　　開催場所：南相馬市 | 全庁重点 |
| ２ | 認知症疾患医療センター運営事業 | 認知症の早期診断・早期対応体制の一層の整備を図るため、認知症における専門医療の提供、医療と介護等の連携の中核機関として、認知症疾患医療センターを指定し、運営業務を委託する。  　当所は、「認知症疾患医療センター」（管内は雲雀ヶ丘病院）が設置・運営する協議会の支援を行うとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等の実施に向けた運営支援を行う。 |  |

○地域リハビリテーションの推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 | 高齢者や障がい者が、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが実施され、住み慣れた地域においていきいきとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。  当所は、圏域毎に指定している広域支援センター（管内は南相馬市立総合病院）が設置・運営する連絡協議会の支援を行うとともに、リハビリテーション実施機関への支援活動等が行えるよう支援を行う。 |  |

○介護サービス基盤の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 福島県高齢者福祉計画等推進事業 | 1. 圏域別連絡会議   相双圏域における高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や各市町村との調整や課題の検討等を行うため、「相双地方高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定等連絡会議」を開催する。  開催時期：2月  開催場所：南相馬市 |  |
| ２ | 軽費老人ホーム事務費補助金 | 軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助する。  　補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人  　　　（1法人　1施設） |  |
| ３ | 施設整備資金利子補給事業 | 社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5％を乗じ、それを借入利率で除して得た額を限度に補助する。（社会福祉施設快適スペース創造事業対象施設の利子償還額は、快適補助基準額に占める制度補助基準額の比率を掛けた額とする。）  　ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1/2を乗じて得た額を補助する。  　補助対象施設数 4施設 |  |

○介護保険制度の円滑な運営

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 介護保険審査会運営事業 | 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。 |  |
| ２ | 介護保険者指導事業 | 介護保険制度の円滑な運営を図るため、保険者である市町村に対して、事業の運営や手続きに関する助言等を行う。  　実施時期：10月～2月 |  |
| ３ | 介護サービス提供事業者の指定等事業 | 介護保険法に基づく居宅サービス事業所、施設サービス事業所及び介護予防サービス事業の指定申請（変更を含む）に関する助言・指導を行う。  (1) 指定申請の電算システム入力  (2) 指定申請書の審査及び進達 |  |

○高齢者の権利擁護の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせるよう、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。  当所は、高齢者権利擁護等推進研修事業において実施される本庁高齢福祉課主催の研修に参加するとともに、市町村に助言・指導を行う。 |  |

○障がいがある方が活躍できる社会づくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | やさしいまちづくり推進事業 | 「人にやさしいまちづくり条例」の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を広く普及させるため、条例の整備基準に適合する施設に対し、「やさしさマーク」を交付する。  当所は、申請書の受付、進達及び交付を行う。 |  |
| ２ | おもいやり駐車場利用制度推進事業 | 車椅子使用者用駐車施設の適正利用を図るため、利用対象者からの申請に基づき利用証を交付する。 |  |

○高齢者の健康と生きがいづくりの推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 百歳高齢者知事賀寿事業 | 百歳の誕生日を迎えた管内の高齢者を訪問し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉についての関心と理解を深める。  　対象者：81人 |  |
| ２ | 老人クラブ活動等社会活動促進事業 | 高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ活動等に対し補助する。  補助先: 市町村  補助率: 国1/3、県1/3、市町村1/3 | 全庁重点 |

○地域包括ケアシステムの深化と推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 地域包括ケアシステム構築支援事業 | 市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するため、研修や推進事業を実施する。  (1)被災地「地域包括ケアシステム」構築総合支援事業  　地域包括ケアシステム構築に長けた専門家とともに被災地の支援を行う。  (2)地域包括ケアシステム構築推進事業補助金  市町村における地域包括ケアシステム体制構築を推進するため、体制整備や先駆的に実施する事業に要する経費を補助する。  当所は関係書類の審査及び進達を行う。  　補助先：市町村  　　補助率：10／10  (3)「生活支援体制整備事業に関する情報交換会」の開催  　　開催時期：7月  開催場所：南相馬市 | 全庁重点  所重点 |
| ２ | 自立支援型地域ケア会議普及展開事業 | 介護保険法の理念である自立支援（生活の質の向上）に向けて、市町村における「自立支援型地域ケア会議」の導入及び定着を支援する。   1. 自立支援型地域ケア会議支援事業   市町村における「自立支援型地域ケア会議」の導入及び定着を支援するため、市町村・地域包括支援センター、介護事業所、専門職の資質向上を目的とした研修や専門職の派遣調整を行う。  当所は、管内市町村における「自立支援型地域ケア会議」の導入及び定着を図るため助言・指導を行う。 | 全庁重点 |

○在宅医療・介護連携の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 相双医療圏退院調整ルール | 平成28年度に策定した退院調整ルールについて、運用後の定期的なモニタリング（運用状況調査）による評価・見直し、関係団体等との調整を行うため、「退院調整ルール運用評価会議」を開催する。  開催時期：1月  開催場所：南相馬市 | 所重点 |

○社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 社会福祉法人監督事務費 | 社会福祉施設に対する指導監査を通して、高齢者入所施設の適正な運営の確保に努める。 |  |

○介護サービス事業者の対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 介護保険施設等の指導等事業 | 介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づく実地指導を実施する。 |  |

１－２　保健福祉課（児童家庭支援チーム）

○子育て支援施策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 子どものための教育・保育給付事業 | 子ども・子育て支援法による施設型給付（認定こども園、保育所及び幼稚園）及び地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）を行う。  当所は、関係書類の審査及び進達を行う。  　　給付先：市町村  　　負担率：国1/2、県1/4、市町村1/4 |  |
| ２ | 子育てのための施設等利用給付事業 | 幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用した子どもの利用料を給付するために要する費用を負担する。  当所は、関係書類の審査及び進達を行う。  　　給付先：市町村  　　負担率：国1/2、県1/4、市町村1/4 |  |
| ３ | 地域の子育て支援事業 | 次の13事業を実施する市町村に対し、補助を行う。当所は、関係書類の審査及び進達を行う。  ①利用者支援事業  ②延長保育事業  ③実費徴収に係る補足給付を行う事業  ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業  ⑤放課後児童健全育成事業  ⑥子育て短期支援事業  ⑦乳児家庭全戸訪問事業  ⑧養育支援訪問事業  ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  ⑩地域子育て支援拠点事業  ⑪一時預かり事業  ⑫病児保育事業  ⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  補助先：市町村  補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3 | 全庁重点 |
| ４ | ふくしま保育料支援事業 | (1) ふくしま多子世帯保育料軽減事業  子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育所等や認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。  　　補助先：市町村  　　補助率：10/10 | 全庁重点 |
| ５ | 認可外保育施設運営支援事業 | 認可外保育施設における入所児童の健康診断費用や施設の運営費の一部を支援する市町村に対して補助を行う。  　　補助先：市町村  補助率：県1/2、市町村1/2 |  |

○保育人材の確保、定着

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 産休等代替職員費補助事業 | 民間の児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期休暇を必要とする場合に、その代替職員の雇用に係る経費の一部を補助する。  補助先：民間施設  補助率：10/10 |  |

○要保護児童等対策の強化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 児童入所施設措置費 | 児童福祉法の規定に基づき、里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。 |  |

○女性福祉の向上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業 | 女性相談員を配置し、家庭や生活、就職、離婚等の女性に関わる相談への対応や関係機関との連絡調整を行う。 | 所重点 |

○ひとり親家庭等の福祉の向上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | ひとり親家庭相談事業 | 母子・父子自立支援員を配置し、各種相談対応や情報提供等を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。 | 所重点 |
| ２ | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。  (1) 母子福祉資金貸付金：修学資金外12種  (2) 父子福祉資金貸付金：修学資金外12種  (3) 寡婦福祉資金貸付金：修学資金外12種 |  |

○障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 事業名 | | 概要 | | 備考 | |
| １ | | 児童措置費 | | (1) 児童福祉法に基づく措置により、障がい児施設に入所する児童に係る生活費等を支弁する。  対象施設：原町学園、東洋学園児童部  (2) 障がい児施設を契約により利用する児童の保護者に対し、施設利用に係る入所給付費を支給する。  (3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援に係る費用を負担する。  (4) 児童福祉法に基づく障がい児相談支援に要する費用を負担する。 | |  | |

○子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 児童手当事務指導監査 | 児童手当支給の適正な事務を確保するため、市町村に対する児童手当事務指導監査を実施する。 |  |

○社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 社会福祉法人監督事務費 | 社会福祉事業の健全な経営と公正な運営を確保するため、児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び障がい児入所施設）に対する指導監査を実施する。 |  |

○障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 | 児童福祉法に基づく障害児福祉サービスを提供する障害児通所支援事業所の適正な事業運営の確保を図るため、実地指導等を実施する。 |  |

○母子保健施策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 公衆衛生総務費経常経費 | (1) 受胎調節実地指導員指定証交付事業  受胎調節を行う厚生労働省の定めた実地指導員の指定を行う。当所は、申請書類の受付を行う。  (2) 新生児聴覚検査体制支援事業  　　聴覚障がいの早期発見・早期療養が図られるよう普及啓発を行う。 |  |
| ２ | 子育て世代包括支援センター機能充実事業 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家庭の早期把握･早期支援を行う体制の整備、機能充実を図るため、市町村が妊婦訪問等を行う際に必要な経費の一部に対し補助を行う。  当所は、市町村に対し事業の周知を図る。 | 全庁重点 |
| ３ | 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 | 福島県立医科大学における不妊治療を充実させるとともに、不妊専門相談窓口を設置し、不妊や不育症で悩む方々の相談に対応できる体制を整備し、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを行う。 | 全庁重点 |
| ４ | 妊産婦等支援事業 | 専門電話（女性のミカタ健康サポートコール）を設置し、女性特有の健康等に関する様々な相談に対応するとともに、産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の早期把握等を行う。  (1) 女性のミカタ健康サポートコール  　　不妊や不育症、妊娠に関する悩み、思春期、更年期等の女性特有の健康に関する相談へ対応する。  (2) 妊婦連絡票等活用事業  産科医療機関等と市町村が連携し、妊産婦を早期に支援する体制を整えるとともに、連絡票の送付があった妊産婦の家庭訪問を実施する。  (3) 妊娠高血圧症候群等特別助成事業  　　妊娠高血圧症候群等の妊婦が入院7日以上の場合に、21日を限度として支給する。  当所は、相談への対応や申請書類の受付等を行う。 | 全庁重点  所重点 |
| ５ | 市町村妊娠出産包括支援推進事業 | 市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、関係機関との連絡調整会議等を実施する。  また、市町村で実施する母子保健事業に対し相談等支援及び依頼により家庭訪問等を実施する。  (1) 連絡調整会議の開催  　 開催時期：7月  　 開催場所：南相馬市  (2) 市町村母子保健事業への支援 | 全庁重点所重点 |
| ６ | 不妊治療支援事業 | 不妊に悩む夫婦が不妊治療を受けた場合の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療経費の一部を助成する。  当所は、相談への対応や申請書類の受付等を行う。 | 全庁重点  所重点 |
| ７ | 小児慢性特定疾病対策事業 | 児童福祉法に基づき、慢性疾病に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療法の確立と普及を図り、患者家族の医療費の負担を軽減するとともに、患者家族の相談への対応や関係機関との連絡調整を行う。  (1) 小児慢性特定疾病医療費支援事業  　　県が指定する医療機関において小児慢性特定疾病の治療を行う児童等に対し、医療費の支給を行う。  当所は、相談への対応や受給者証の交付申請受付事務等を行う。  (2) 小児慢性疾病児童等自立支援事業  　　慢性疾患児とその家族の支援体制を整備するとともに、疾病の状態及び療育の状況に応じた適切な指導・相談・助言を行い、慢性疾患児の自立、成長及びその家族の負担軽減を支援する。  ア　交流相談事業「おひさま広場」の実施  5月～11月（2回）  　イ　自主グループ「おひさまクラブ」への支援 | 所重点 |
| ８ | 家庭訪問型子育て支援事業 | 子育て経験者が子育て世帯を家庭訪問して傾聴と育児支援を行うホームスタート事業を推進するため、これに携わる支援者の育成、新たな団体の設立に向けた支援を行う。  当所は本庁子育て支援課主催の子どもの心身の健康に関する研修会に参画するとともに、ホームスタート事業の周知を図る。 | 全庁重点 |
| ９ | 産前・産後支援事業 | 安心して子どもを生み育てる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に子育てや健康・母乳等に関する相談体制を充実させ、不安解消に努める（県助産師会に委託）。  当所は、必要に応じて、市町村への情報提供や処遇困難なケース等に関する相談・対応・連絡調整等を行う。 | 全庁重点 |
| 10 | 未熟児等に対する健康支援事業 | 未熟児、身体障がい児等に対し、医療費の一部負  担を行うほか、新生児を対象に先天性代謝異常検査を行う。当所は、市町村等の相談への対応や給付申請に関する事務を行う。  (1) 未熟児養育医療費支援事業  　　未熟児（出生体重2000g以下等）で、入院養育の必要な児に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。  (2) 育成医療費支援事業  身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療の給付を行う。市町村が行った給付に対しその一部を県が負担する。  (3) 結核児童療育医療費等支援事業  　　結核児童の入院時に必要な医療の給付等を行う。  (4) 先天性代謝異常等検査事業  　　先天性代謝異常症等の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマススクリーニング検査を行う。 |  |
| 11 | 不育症等治療費支援事業 | 妊娠はするが、繰り返す流産や死産により赤ちゃんを授かれない不育症夫婦への支援のため、治療費の一部を補助する。  当所は、相談への対応や申請書類の受付等を行う。 |  |
| 12 | 子どもの目を守る健診体制強化事業 | 3歳児健康診査において視覚検査の屈折検査を導入し、治療可能な弱視の見逃しをなくし、早期治療につなげる。  (1) 3歳児屈折検査モデル事業  　　屈折検査未実施市町村に対して、県が検査機器を貸し出し、屈折検査を実施してもらう。  　当所は、実施市町村との連絡調整及び検査体制についての助言・指導を行う。 | 全庁重点  所重点 |
| 13 | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 | (1) 子ども健やか訪問事業  避難生活を余儀なくされている子育て世帯に対して、訪問による相談支援を行う。  訪問対象者：避難生活をしている児童を持つ家庭（主に1歳児及び4歳児、継続支援児）  実施時期：6月～3月 | 全庁重点  所重点 |
| 14 | 旧優性保護法一時金請求等支援事業 | 「旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき対象者からの請求の受付、医療機関等への調査を行う。  当所は、一時金の支給に関する周知を行う。 |  |
| 15 | 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業【新規】 | 母子保健（子育て世代包括支援センター）と児童福祉（市町村子ども家庭総合支援拠点）の一体的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等に対して費用の一部を補助する。 |  |
| 16 | 新型コロナウイルス緊急対策事業（母子保健） | 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、寄り添った支援を行うとともに、妊婦に対する新型コロナウイルス検査費用の補助を行う。 |  |

○児童相談体制の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 市町村虐待対応強化支援事業 | 市町村を中心とした地域ぐるみの児童虐待対応を支援するため、要保護児童対策地域協議会等において技術的助言を行う。 |  |
| ２ | 子どもの心のケア事業 | （1）子どもの心の支援センター事業  　　調査研究及びアウトリーチによる支援により、県内の支援者養成、専門的人材の派遣、心の健康の普及啓発等を行い、県外避難者も含め、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人をより効果的に支援する。 | 全庁重点 |

○障がいのある子どもに対する相談支援体制の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 発達障がい者支援体制整備事業 | (1) 発達障がい児支援者スキルアップ事業  発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるために、市町村及び保育所・幼稚園教諭、､障害児通所支援事業所等の職員等が発達障がい児の早期発見、早期支援及び地域での支援体制の構築ができるよう、研修会を充実させることにより専門能力の向上を図る。  研修会2回　　開催時期：10～11月 | 所重点 |

１－３　保健福祉課（障がい者支援チーム）

○障がい福祉サービスの充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 特別障害者手当等給付費 | 障がい者の所得保障と福祉の増進を図るため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の最重度障がい者、20歳未満の在宅の重度障がい児及び重度障がい者に対し特別障害者手当等を支給する。  支給月：5月、8月、11月、2月（年4回） |  |
| ２ | 障がい福祉サービス等給付事業 | (1)障がい福祉サービス等給付事業  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に基づく介護給付費及び訓練等給付費（在宅系・施設系）について、市町村が指定障害福祉サービス事業所に支出した費用の一部を負担する。  負担率：国1/2、県・市町村1/4  (2)補装具給付事業  身体障がい児・者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費について、市町村が支出した費用の一部を負担する。  負担率：国1/2、県・市町村1/4  (3)自立支援医療費(更生医療)  身体障がい者が更生するために行う医療費について、市町村が支出した費用の一部を負担する。  負担率：国1/2、県・市町村1/4  (4)育成医療費支援事業(育成医療)  身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療費について、市町村が支出した費用の一部を負担する。  負担率：国1/2、県・市町村1/4 |  | |
| 3 | 社会福祉施設整備事業 | 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備、改修等を行う法人に対し整備費の一部を補助する。  当所は、当該法人に対して、計画提出時や申請時の助言・指導、設計審査、竣工検査時の立会等を行う。 |  |
| 4 | 障害者総合支援法関係事務 | (1) 指定障害福祉サービス事業所等の指定等事務  指定障害福祉サービス事業所等の指定申請書及び変更届等の審査事務並びに指定障害福祉サービス事業所等からの相談、問い合わせ等への助言・指導を行う。  (2) 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）事務  自立支援医療機関の指定申請及び自立支援医療受給者証の記載事項変更等の事務処理を行う。  (3) 市町村自立支援給付支給事務等実地調査  自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する実地調査を行う（6市町村）。 |  |

○相談支援体制の構築

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 相談支援体制整備事業 | 1. 市町村自立支援協議会に対する支援   管内の地域自立支援協議会及び各専門部会の活動状況等を把握するとともに、協議会等に参画して活動を支援する。   1. 圏域連絡会の開催   障がい福祉の推進のため、圏域の課題等を検討する相双障がい保健福祉圏域連絡会を開催する。  開催時期：2月  開催場所：合同庁舎内会議室  (3) 圏域人材育成部会  障がい福祉に従事する人材の確保と育成、定着を推進するため、人材育成部会を開催する。  開催時期：4月、9月、2月 |  |
| ２ | 障がい児（者）地域療育等支援事業 | (1) 障がい児（者）専門相談支援事業  相談支援アドバイザーを配置（社会福祉法人に委託）し、市町村の相談支援体制整備への助言・指導等の二次支援を行うとともに、高度な専門性を必要とする相談への直接支援を行う。  (2) 障がい児等療育支援事業  地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することにより、地域における専門的な相談支援体制を確保する。 |  |
| ３ | 市町村地域生活支援事業補助事業 | 障がい児（者）の自立した日常生活又は社会生活を確保するために、市町村が実施する理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等に対して補助を行う。  補助先：市町村  補助率：県1/4、 国1/2 |  |

○地域生活移行の促進・定着

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 精神障がい者地域移行・地域定着促進事業 | (1) 精神障がい者自立生活支援事業  精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するため、本庁障がい福祉課が設置する検討会に参画し、課題把握と解決策の検討を行う。  (2) 精神障がい者地域移行圏域ネットワーク強化研  　修  　　　精神障がい者の地域移行や地域定着を加速させるため圏域の関係者のネットワークを強化し、圏域の課題に応じた実践的な研修会を開催する。  開催回数：年2回  (3) 精神障がい者地域生活移行理解促進研修  精神障がい者の地域移行や地域定着を円滑かつ効果的に実施するため、地域住民や市町村職員等に対して、精神疾患及び精神障がいの理解を促進し、地域移行・地域定着に関する理解を深める研修会を開催する。  開催時期：9月  (4) 圏域地域移行・地域定着部会  障がい者施設等に入所している方や精神科病院に入院している方の地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の継続に向けた支援等を推進するため、地域移行・地域定着部会を開催する。  開催時期：4月、9月、3月 | 所重点 |

○保健・医療・福祉体制の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 重度障がい者支援事業 | (1) 重度心身障がい者医療費補助事業  　　市町村が実施する重度心身障がい者の医療費の助成分を補助する。  　　補助先：市町村  補助率：県1/2（入院時食事療養費の標準負担額は対象外）  (2) 在宅重度障がい者対策事業  市町村が実施する在宅重度障がい者に対する治療材料等の給付費用を補助する。  　　補助先：市町村  　　補助率：県1/2  (3) 人工透析患者通院交通費補助事業  市町村が実施する人工透析通院患者に対する通院費用の助成分を補助する。（通院費が月額5,000円を超えるもの）  　補助先：市町村  補助率：県 5,000円を超える額（25,000円上限）の1/2 |  |
| ２ | 精神保健医療費関係事業 | (1) 精神障がい者の措置入院等  　　精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果、措置入院が必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。  (2) 措置入院者の管理  措置入院者の適正な医療及び保護を図るため、措置入院者の医療費を公費負担するに当たり、保健福祉事務所において、措置入院者の費用徴収、措置解除等の管理を行う。 |  |
| ３ | 精神保健指導事業 | (1) 精神訪問指導事業  　　精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、精神保健福祉に関する相談対応や訪問指導を行う。  ア　心の健康相談  　 　開催時期：5月～3月（年６回）  　　 開催場所：相馬市、新地町、楢葉町  イ 精神保健福祉相談（随時）  ウ 家庭訪問（随時）  (2) 精神科病院実地指導及び入院患者の実地審査  　　実施時期：11月 | 所重点 |

○自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 自殺対策緊急強化基金事業 | (1) 普及啓発事業  　　自殺予防に関する普及啓発を図るため、9月と3月の自殺予防対策強化月間に、全国と比較して自殺死亡率の高い若者を対象に啓発資料の配付や保健講話等を開催する。  　ア　啓発資料の配付  実施時期：9月、3月  　　　対象者：管内の高校生（特別支援学校高等部含む）、相馬看護専門学校、公立双葉准看護学院の学生、福島県立テクノアカデミー浜の学生等  　イ　保健講話  　　　実施時期：随時  　　　実施場所：未定  (2) 市町村人材育成事業  　　警察・消防、高校教諭、地区のリーダー、被災者の健康支援者、企業の管理者等を対象とした研修を開催し、自殺の兆候を発見し自殺を予防するゲートキーパーを養成する。  　　併せて、相双地域自殺対策推進協議会を開催し、自殺の現状及び課題に対応した自殺対策を検討するとともに、ネットワークを構築する。  　ア　自殺予防ゲートキーパー養成研修会  　　　開催時期：７月、11月  　　　開催場所：未定  　イ　相双地域自殺対策推進協議会  　　　開催時期：８月  　　　開催場所：未定  (3) 市町村自殺対策強化事業  　　市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。  　　補助先：市町村  　　補助率：1/2,2/3,10/10  (4) 対面型相談支援事業  　　うつ病で治療中の家族を対象に、うつ病の理解と本人支援を学ぶための「うつ病家族教室」を開催し、本人のうつ病の悪化防止や自殺予防を図る。  　　開催時期：5月～1月（奇数月　5回）  　　開催場所：福島県環境放射線センター  (5) 市町村自殺対策計画の策定支援  　　地域自殺対策推進センターと協働し、管内市町村の自殺対策計画策定支援並びに計画策定後の自己評価・検証及び計画に基づき実施する事業への支援等を行う。 | 所重点 |
| ２ | 被災者の心のケア事業 | 1. 被災者の心のケア事業   被災者のＰＴＳＤ（心的外傷ストレス障害）やうつ病、アルコール問題等の心の問題に対応するため、地域の精神保健活動の拠点である「ふくしま心のケアセンター」と連携を強化し、処遇困難ケースについて支援する。  (2) アルコール家族相談事業  家族がアルコール依存症について正しい知識や対処法を学び、悩みを相談することで、家族自身の回復を図ることを目的に、アルコール家族教室を開催する。  開催時期：5月～3月（11回）  開催場所：福島県環境放射線センター | 全庁重点  所重点 |

○青少年の総合相談支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 青少年総合相談支援事業 | 青少年育成支援の関係機関・団体が連携し、青少年に対する支援を総合的に実施するために設置されている「福島県青少年支援協議会地域連絡会議」（本庁こども・青少年政策課主催）に参画する。 |  |
| ２ | ひきこもり対策推進事業 | （1）ひきこもり対策推進事業  　　ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に応じるとともに、訪問支援を実施する。  （2）ひきこもり家族支援事業  ひきこもりに関する正しい知識や家族間の交流を通して、ひきこもり状態にある本人への適切な関わり方を学ぶことを目的に、ひきこもり家族教室を開催する。  　　開催時期：４月～２月（奇数月　6回）  　　開催場所：福島県環境放射線センター | 全庁重点  所重点 |

○障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 | 障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等を提供するための施設・事業所における適正な事業運営を確保するため、実地指導等を実施する。 |  |

２　生活保護課

○要保護者等生活困窮者への支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 生活保護扶助費 | 管内10町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに自立を助長するため、生活保護法に基づく扶助を行う。 |  |
| ２ | 生活保護適正実施推進事業 | 収入資産調査等の充実強化による認定事務の適正化、レセプト点検の強化等による医療扶助の適正化、研修参加による職員の資質向上等を図ることによって、生活保護の適正実施を推進する。  (1) 年金加入記録の確認  年金事務所に被保護者の年金加入記録を照会し、年金の受給資格の有無あるいは受給額を確認する。 後納、任意加入及び年金加入期間短縮により資格を取得できる被保護者には受給手続の指導を行う。  (2) 収入資産調査による収入認定の適正化及び不正受給の防止  定期的な収入申告書の徴取のほか、次の取り組みを行う。  ア 保護のしおり等による権利義務の周知  　　 実施時期:4月～6月  イ 「法61条に基づく収入の申告について（確  認）」の説明及び確認書の徴取  　　 実施時期:4月～6月  ウ 課税台帳調査の実施  　　 実施時期:6月  　 エ 不動産保有状況調査の実施  実施時期:8月  (3) 扶養義務者の扶養能力等の調査  重点的扶養能力調査対象者を把握し、管内居住者と実地面接を行う。必要に応じて管外扶養義務者との面接又は扶養届を徴取する。  (4) 医療扶助の適正化推進  　　各給付要否意見書を徴取し検討の上実施するとともに、レセプト点検システムを活用し、後発医薬品の使用促進や、自立支援医療の適用可否についての確認を徹底する。  (5) 各種研修会等への参加  職場内研修や各種研修会等への積極的な参加により職員の資質の向上を図る。  (6) 被保護者健康管理支援事業  　　健康管理支援員を配置し、生活保護受給者の生  活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するこ  とにより、日常生活の自立を支援する。 | 所重点 |
| ３ | 生活保護施行事務 | 関係法令等に基づき適正に事務を実施する。  (1) 査察指導台帳の活用等による内部点検強化  (2) 新規申請の適正処理  法定期間内処理を遵守する。要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用等他法他施策の活用に対する適切な助言を行う。また、暴力団との親交が疑われる者については県警察本部に照会する。  (3) 被保護世帯の実情に即した指導援助の推進  嘱託医協議、主治医面接による病状（就労指導可否）把握を徹底し、状況の変化に即した的確な時期に援助方針を見直す。また、障害年金の受給要件確認、自立支援給付の優先活用等、他法他施策の活用に対する指導援助を行う。  (4) 長期入院患者・社会福祉施設入所者の実態調査  　 実施時期:7月～9月  (5) 研修等による医療扶助運営体制並びに介護扶助運営体制の充実強化  (6) 生活保護費返還金等の適正な債権管理  　 返還状況を逐一把握し、催告や訪問等により長期滞納にならないよう指導する。 |  |
| ４ | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援策の強化を図るため、自立支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を行う。（自立相談支援事業は、本庁社会福祉課が事業実施可能な法人に委託） |  |
| ５ | 福島県子どもの学習支援事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者世帯等の小学生、中学生及び高校生等を対象に進学・進級支援及び高校中退防止等の取組を行う。（本庁社会福祉課が事業実施可能な法人に委託） | 全庁重点  所重点 |
| ６ | 福島県一時生活支援事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、住居を持たない者であって、所得等が一定水準以下の者に対し、一定期間宿泊場所を提供や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、生活困窮者自立相談支援事業の委託先（自立相談支援機関）と連携し、就労支援等の支援を行う。（本庁社会福祉課が自立相談支援事業受託者に委託） |  |
| ７ | 福島県家計改善支援事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、家計に課題を抱える生活困窮者を対象に支援を行う。（本庁社会福祉課が事業実施可能な法人に委託）。 |  |
| ８ | 福島県就労準備支援事業 | 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援等を実施する。  （本庁社会福祉課が事業実施可能な法人に委託）。 |  |
| ９ | 中国残留邦人生活支援給付事業 | 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。 |  |

３　健康増進課

○健康づくり県民運動の推進と普及啓発

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 国民健康・栄養調査 | 健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進を総合的に推進するための基礎資料とするため、栄養摂取状況調査、生活習慣調査及び身体状況調査を実施する。  調査地区：国が全国から無作為抽出するため、  実施の有無は未定。(内定時期：6月)  調査時期：11月 |  |
| ２ | 特定給食施設管理事業 | 健康増進法及び福島県特定給食施設等指導実施要綱に基づき、施設の管理者や給食従事者を対象に、栄養効果の十分な給食の実施及び食品の調理方法の改善等に関する巡回指導等を実施する。  (1) 巡回指導（個別指導）  対象施設：年度毎の巡回計画に基づいて実施  (2) 集団指導（講習会）  　　開催時期：8月  (3) 健康増進法及び福島県特定給食施設等指導実施要綱に基づく届出に関する事務を行う。  (4) その他特定給食施設に関わる相談に応じ、必要な情報を提供する。 |  |
| ３ | 栄養士・管理栄養士指導事業 | (1) 栄養士・管理栄養士の免許申請に係る事務  (2) 管理栄養士養成施設等の学生に対する実習指導実施時期：8月22日～8月26日（2名） |  |
| ４ | 市町村栄養改善事業の支援指導 | 市町村の栄養・食生活事業の実施状況や課題を把握するとともに、市町村が行う栄養・食生活の改善に関する施策の充実及び推進を図るために必要な支援を行う。  (1) 市町村栄養業務担当者会議の開催  開催時期：5月  (2) 市町村栄養業務担当者研修会の開催  開催時期：12月  (3) 市町村食育推進計画作成及び推進のための支援  (4) 市町村栄養・食生活事業の支援 | (2)は、行政栄養士現任教育研修会と同時開催。 |
| ５ | 食品の特別用途表示・栄養表示等の管理事業 | 食品表示法及び健康増進法に基づく栄養表示基準、特別用途表示及び誇大表示の禁止について、消費者や事業者からの相談に応じるとともに、違反事例に対応する。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| ６ | うつくしま健康応援店推進事業 | 消費者が望ましい食生活を選択できる食環境を整備するため、健康に配慮した食事を提供する飲食店等（うつくしま健康応援店）の普及・拡大を図る。   1. 新規登録店の募集：通年   ・食品衛生協会の研修会等での周知  (2) 登録店に対する支援  ・取組状況の確認  ・健康づくり講座の実施 |  |
| ７ | 地区食生活改善推進員の育成支援 | 地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組を推進する食生活改善推進員のボランティアリーダー等の人材を育成する。  また、相双地区食生活改善推進協議会事務局として、市町村協議会及び会員の活動を支援する。  (1) 総会の開催  開催時期：5月  (2) 理事会の開催  開催時期：随時開催  (3) 研修会の開催  開催時期：12月  (4) その他  福島県食生活改善推進連絡協議会総会の出席  　　　開催時期：6月 |  |
| ８ | 健康長寿ふくしま推進体制等強化事業 | 健康長寿県の実現に向け、県民の健康づくりを推進するために体制を強化する。  (1) 地域保健・職域保健連携健康づくり支援事業  働きざかり世代を中心とした健康づくりを進めるため、地域保健・職域保健連携協議会を開催し、効果的な事業の展開を図る。  また、事業所の健康づくりを支援するため健康講座を実施する。  ア 地域保健・職域保健連携協議会の開催  　 開催時期：6月  イ 地域保健・職域保健事業検討会の開催  　　 開催時期：7月、2月 | 全庁重点  所重点 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| ９ | 健康長寿ふくしま推進事業 | 県民が健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの普及啓発と健康経営を推進し、地域保健及び職域保健が連携し、効果的な保健事業の実施を推進する。  (1) ふくしま【健】民パスポート事業  インセンティブを付与する仕組みを取り入れた「ふくしま健民カード」を発行することで、県民の健康づくりへの気運を高められるよう、本事業の利用促進のための普及啓発や市町村における取り組みを支援する。  (2) 生活習慣病予防対策推進事業  モデル中小企業・小規模事業所を対象に専門職による巡回支援訪問を実施し、健康経営の考えに基づく助言を行い、健康づくりに向けた取り組みを支援する。  　ア　中小企業・小規模事業所支援  ・モデル事業所の選定：1事業所（継続）  ・モデル事業所への巡回支援：随時  　イ　健康長寿サポーター養成講座：通年  　ウ　事業所等への健康教育（出前講座）：通年 | 全庁重点 |

○生活習慣病対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 生活習慣病予防啓発事業 | 生活習慣病の予防対策を推進するため、管内市町村の健康増進事業の円滑な実施を支援する。  (1) 健康増進事業に関する技術的助言の実施  (2) 市町村健康づくり推進協議会への出席  (3) 市町村健康増進計画の策定支援 |  |
| ２ | 健康増進事業費補助事業 | 住民の健康増進のために、市町村が実施する健康増進事業に対し補助する。  当所は、書類の審査と進達等の事務を行う。  補助先：市町村  補助率：2/3（国1/3間接補助、県1/3） |  |
| ３ | ふくしま“食の基本”推進事業 | ふくしま“食の基本”（バランスのよい食事「主食・主菜・副菜」＋「減塩」）の実践により、生活習慣病の発症・重症化予防を図る。  (1) ふくしま“食の基本”推進キャンペーン  開催時期：9月  (2) みんなで実践！「ベジファースト」推進事業  食事の際に野菜から食べる「ベジファースト」を普及啓発する。  (3) 減塩環境づくり推進事業  　　特定給食施設やスーパー等と連携した減塩の取組を実施する。 | 全庁重点  所重点 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| ４ | 国保健康づくり推進事業 | 効率的・効果的な保健事業を推進するために、市町村の保健事業や糖尿病等重症化予防に対する取組の支援を行う。  (1) 糖尿病等重症化予防市町村国保支援事業  ア 各方部国保保健事業連絡会議(仮称)の開催  　　 開催時期：7月、1月（年2回)  　イ　相双地域糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会の開催  　　　開催時期：10月、12月(年2回)  ウ 国保保健事業の推進に向けた支援  　　 保健指導等人材育成支援事業（研修会、現地実習）への協力  　　 実施時期、回数：随時 | 全庁重点  所重点 |

○がん対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | がん対策推進事業 | がんの予防と早期発見のため、がんに対する知識の普及やがん検診及び精密検査の受診率向上に向けた検診体制が構築できるよう市町村を支援する。  (1) がん予防啓発事業  がん予防及びがん検診受診率向上のための普及啓発を行う。 | 全庁重点 |
| ２ | たばこの健康影響対策事業 | 健康増進法に基づき、受動喫煙による健康被害を防げるよう普及啓発及び環境整備を支援する。  (1)禁煙対策啓発事業  世界禁煙デーおよび禁煙週間におけるキャンペーンの実施  開催時期：5月  (2)　空気のきれいな施設・車両認証制度  建物内禁煙の施設と禁煙車両の認定を行い、たばこの煙にふれない環境づくりを推進する。  (3)　受動喫煙防止相談指導  ・改正健康増進法の制度周知  ・受動喫煙防止措置等に関する相談助言、義務違反時の指導の実施 | 全庁重点 |

○食育の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 福島県食育推進事業 | 「福島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域等の関係機関・団体等が連携し、地域の食育推進体制を構築する。  (1) 子どもの食を考える相双地域ネットワーク会議の開催  開催時期：6月、2月（年2回）  (2) ３部連携によるワーキング部会の開催  　　　開催時期：5月、8月（年2回） |  |

○原爆被爆者等対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 原爆被爆者対策事業 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図る。また、被爆者二世を対象とする健康診断を行う。  (1) 被爆者の健康診断事業  ア　定期健康診断：年2回（6月、11月）  　イ　希望による健康診断：年1回（11月）  (2) 被爆者各種手当支援事業  　　支給対象者：5名  (3) 原爆被爆者に対する介護保険等利用助成事業  助成対象者：1名  (4) 原爆被爆者二世健康診断事業  　実施時期：12～2月頃  (5) 被爆者葬祭事業 |  |

○石綿による健康被害者救済

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 石綿による健康救済相談 | 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿に関連する健康相談及び認定申請の受付を行う。 |  |

○歯科保健

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| 1 | 市町村歯科保健強化推進事業 | 地域における歯科保健情報を基に課題等を明らかにし、その対応や解決を図るための検討会を開催する。  (1) 歯科保健情報システムの運用  (2) 市町村歯科保健強化推進検討会  開催時期：1月 |  |
| ２ | 地域歯科保健活動推進事業 | 歯・口腔の健康の保持・増進を図るため、市町村や関係機関に対し専門的・技術的支援を行う。  (1) 市町村等実施の歯科保健事業実施支援  (2) 出前講座の実施等 |  |
| ３ | 歯科保健総合対策事業  （ヘル歯ーケア推進事業） | 難病患者、障がい児者等の口腔ケアの自立と介護  者を支援するため、在宅療養者の家族や要介護者及び施設職員等に対し、口腔ケアに関する助言・指導を行う。  (1) 在宅療養者等の家庭訪問指導（随時）  (2) 歯科健康相談（所内・所外相談：随時）  (3) 施設訪問指導（随時） |  |
| ４ | 子どものむし歯緊急対策事業 | 震災後、子どもの生活習慣は大きく変化し、子どものむし歯の増加など健康への影響が顕在化しているため、市町村が実施主体となる、安全でむし歯予防効果の高いフッ化物洗口の実施を支援する。  (1) 研修会等  　　フッ化物洗口事業推進に向けた情報提供、事業実施支援  　　　ア　県内及び管内等のフッ化物洗口取組状況及び歯科保健データの提供  イ　フッ化物洗口事業の実施意向把握  ウ　新たに事業を開始する市町村への支援  (2) フッ化物洗口実施に係る経費の補助事業  就学前施設及び小学校でのフッ化物洗に係る経費の補助に係る関係書類の審査等を行う。  　　　　補助先：市町村  　　　補助率：10/10  　補助対象：令和3年度から新規施設のみ | 全庁重点 |
| ５ | 歯科疾患実態調査 | 歯科保健医療対策を推進するための基礎資料として、県民の歯・口腔の健康状態を把握するため調査を実施する。（平成２８年度より５年に１度実施、令和３年度は中止のため令和４年度実施予定）  調査地区：国民健康栄養調査と併せて実施。  調査時期：11月 |  |

○被災者に対する健康支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 被災者健康サポート事業 | 東日本大震災による被災者等が健康的な生活を維持していけるよう、市町村と連携しながら、健康支援活動の実施体制を整備するとともに、健康状態の悪化予防や健康不安の解消に向けた健康支援活動を実施する。  (1) 被災者健康支援ネットワーク推進事業  ア 被災者健康支援に係る会議の開催  　 　市町村、保健医療福祉関係機関と健康支援に関する課題と対応策の検討を行う。  　　（健康増進課）  ・管内の被災者健康支援活動連絡会(12月)  （総務企画課）  ・市町村毎の被災者健康支援活動連絡会  (2) 復興公営住宅等における保健活動支援事業  ア　家庭訪問、個別相談、電話相談の実施  　 　市町村の依頼に基づき、健康支援が必要な対象者への家庭訪問を実施する。  イ　健康教育等、集団による支援の実施  　 　市町村の依頼に基づき、集会所等における健康教育、健康相談等を実施する。  　ウ　復興公営住宅入居者の健康調査に基づく健康支援の実施  　　　・復興公営住宅入居者の健康調査の実施  　　　　（南相馬市）  　エ　被災市町村の保健事業実施支援  市町村が各種保健事業を効果的に円滑に実施できるよう、人的、技術的支援を行う。 | 全庁重点  所重点 |

○現任教育

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 行政栄養士現任教育推進事業 | 地域の課題に応じた効果的な保健福祉活動を実施する行政栄養士の育成・定着を図るため、「福島県行政栄養士人材育成マニュアル」を基に、行政栄養士の目指す姿や人材育成のあり方に関する研修を実施する。  (1) 行政栄養士現任教育研修会の開催  開催時期：12月 | (1)は、市町村栄養業務担当者研修会と同時開催。 |

○難病対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 特定疾患治療研究事業 | (1) 特定疾患治療研究事業の実施  (2) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業  　　在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護が必要な場合に、委託医療機関（訪問看護ステーション含む）と調整し、支援する。  (3) 指定医療機関等体制整備事業  指定医療機関及び難病指定医の指定申請に関する事務を行う。  (4)　指定難病医療費助成制度  厚生労働大臣が指定する指定難病に罹患し、一定の認定基準を満たした難病患者に対し、指定難病医療受給者証を交付し、医療費自己負担の軽減を図る。  〔交付申請受付等事務〕  ア　新規申請、変更申請の受付・相談  　イ　更新申請受付・相談  　　 実施時期：9月～12月（集中受付は9月）  　　 実施場所：相双保健福祉事務所等 |  |
| ２ | 難病在宅療養者支援体制整備事業 | 在宅難病療養者の生活の質の向上を図るため、日常生活動作（ADL）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービス等の支援を行う。  (1) 難病患者地域支援連絡調整事業  　　地域の保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するため、連絡会議や検討会を開催し、地域における支援体制を整備する。  ア　難病患者地域支援連絡会議  　　 開催時期：2月  イ　難病患者在宅ケア調整会議  関係機関等と在宅療養支援や災害等緊急時の避難に関する調整等を行う。  開催時期：随時  ウ　災害時の難病患者支援体制の整備  県災害時健康支援活動マニュアル【難病支援編】に基づき、医療依存度の高い難病患者の災害時個別支援計画を市町村や関係機関と連携し、策定する。  　また、必要時、計画に基づく避難訓練を実施する。  (2) 難病患者相談指導事業  　　保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問等を行い、在宅療養中の難病患者とその家族を支援する。 | 所重点 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
|  |  | (3) 難病患者医療相談事業  　　専門の医師等による医療や療養生活に関する相談会や患者・家族の交流会を開催する。  開催時期：7月（年2回）  対象疾患：後縦靱帯骨化症患者とその家族等  　　　　　神経難病患者とその家族等  (4) 難病患者訪問診療事業  　　　寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者に対して専門の医師、主治医、保健師、理学療法士等から構成された診療班により、医学的指導やリハビリテーション等の指導を行う。（随時実施）  (5) 在宅重症難病患者一時入院事業  介護者の休息（レスパイト）等の理由により、在宅重症難病患者が一時的に在宅で介護を受けることが困難となった場合に、適切な医療機関へ一時入院できるよう入院受け入れ体制を整備する。  ・委託医療機関（南相馬市立総合病院）  (6) 難病ボランティア育成  　 　難病患者やその家族が、住み慣れた地域で安心して自立した療養生活ができるよう、ボランティア団体等の支援を行う。  ア 難病ボランティア団体「なみの会」  定例会の開催：6月、12月  活動支援：難病患者への会の周知  ボランティアニーズ把握の実施。  ・難病ボランティア新規養成講座  開催時期：5月  開催方法：南相馬市社会福祉協議会と共催 |  |
| ３ | 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | 先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。  〔交付申請事務〕  ・新規申請、変更申請  ・更新申請受付時期：2月 |  |
| ４ | 遷延性意識障害治療研究事業 | 事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障がい者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、３か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。  〔交付申請及び医療費請求事務〕  ・新規申請、変更申請  ・更新申請受付時期：2月 |  |

第３　生活衛生部

１-１　医療薬事課（医事薬事チーム）

○医療提供体制の整備充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 一般医療監視及び医療機関指導事業 | 病院、診療所及び助産所等を対象として、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかの検査を行い、県民に適正な医療を提供できるよう監視・指導を行うとともに、医療安全の確保や医療従事者の資質の向上を図るための医療安全研修会を開催する。  　また、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等医療従事者の免許申請に係る事務を行う。  (1) 医療監視  病院：１回/年　9～12月（10ヶ所）  　医科診療所：1回/2年　通年  　その他：1回/3年　通年  (歯科診療所、助産所、歯科技工所及び施術所）  (2) 医療安全研修会  　　開催時期：１月  　　開催場所：南相馬市 | 所重点 |
| ２ | 地域医療構想調整事業 | 病床機能報告制度による情報等を共有するとともに、地域の医療機関の役割分担に関することや、医療介護総合確保基金事業等を活用した地域に求められる医療の確保に関することについて協議する。  開催回数：1回（9月頃、11月頃） | 所重点 |

○救急医療体制の強化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 地域救急医療対策協議会運営事業 | 救急医療体制の一層の整備促進を図るため、救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討・協議を行う。   1. 相双地域救急医療対策協議会   開催時期：11月頃  開催場所：相双保健福祉事務所  (2) 県北・相馬地域メディカルコントロール協議会の開催  　　開催時期：1月頃  　開催場所：県北保健福祉事務所  (3) 県北・相馬地域傷病者搬送受入体制検討会の開催  　　開催時期：1月頃  　開催場所：県北保健福祉事務所  (4) 双葉・いわき地域メディカルコントロール協議会の開催  　　開催時期：12月頃  　開催場所：いわき市保健所  (5) 双葉・いわき地域傷病者搬送受入体制検討会の開催  　開催時期：12月頃  　開催場所：いわき市保健所 |  |

○医療提供体制の再構築の支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 医療提供体制再構築支援事業 | 避難地域等医療復興計画に基づき、管内の医療提供体制の再構築に必要不可欠である施設設備等の復旧・復興及び医療従事者の確保を支援するため、国や県（本庁）等関係機関と連携して、管内の病院等の現状及び支援要望等の把握を行う。 | 所重点 |

○移植医療の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 骨髄バンクドナー登録推進事業 | 広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図る。   1. 献血併行型骨髄ドナー登録会の開催   　ア 愛の血液助け合い運動  　　　実施時期：7月  　　　実施場所：相馬市、南相馬市  　イ　合庁献血  　　　実施時期：10月  　　　実施場所：所内  　ウ　事業所献血  　　　実施時期：11月頃  　　　実施場所：事業所  (2) 当所での登録の受付（第1～第4月曜日/毎月） |  |

○医薬品等の有効性・安全性の確保と医薬分業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 薬事監視指導事業 | 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保及び不良医薬品等の発生を防止するため、医薬品医療機器等法に基づき、医薬品等の製造所及び薬局等医薬品販売業に対する監視・指導を実施する。  また、適正な医薬分業を推進するとともに、医薬品の安全・適正使用の徹底を図るため、薬局に対する薬事監視を実施する。  (1) 医薬品等の一斉監視指導  実施時期：7月～12月  (2) 医療機器一斉監視指導  　　実施時期：7月～12月  (3) 薬事監視  　　実施時期：通年 | 所重点 |
| ２ | 毒劇物危害防止対策事業 | 毒物及び劇物による事故の未然防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づき、関係施設の登録事務を行うとともに、毒物劇物の製造業者、販売業者及び運送業者に対する監視指導等を実施する。  また、震災以降立入が制限されている事業所における毒物劇物の管理状況を把握するとともに、適正管理・処理について指導する。  (1) 農薬危害防止運動  　実施時期：6～8月   1. 毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施   　　実施時期：通年  (3) 毒物劇物運搬車両取締り  　実施時期：11月頃 | 所重点 |
| ３ | 医薬品等の製造販売等の許可事務 | 医薬品医療機器等法に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務を適正に執行する。  (1) 医薬品等製造販売業・製造業の許可・登録事務  (2) 薬局・医薬品販売業の許可事務  (3) 高度管理医療機器等販売業等の許可事務  (4) 医療機器修理業の許可事務 | 所重点 |
| ４ | 薬事衛生思想の普及対策 | 「薬と健康の週間」(10月)に合わせ、医薬品を正しく使用することと薬剤師が果たす役割の大切さ等について、ポスター等を用いて、一般住民へ広く普及・啓発する。 |  |
| ５ | 災害時医薬品等備蓄供給事業 | 災害発生の初動期（発生から1～3日）には、住民が必要とする医薬品等の確保が難しくなることから、災害時の医療機関への迅速な供給体制を確保するため、医薬品卸売販売業者の災害時医薬品等（薬効分類医薬品等：53品目、衛生材料:16品目）の備蓄状況の確認を行う。  　実施時期：2～3月 |  |

○血液の確保対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 献血推進事業 | 献血思想の普及及び献血者の確保を図るため、「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーンを実施する。また、管内市町村及び血液センターと連携を図るとともに事業所訪問等を実施するなどして効果的な献血推進運動を実施する。  (1) 市町村献血担当者会議の開催  開催時期：5月  開催場所：相双保健福祉事務所  (2)「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーン  　実施時期：7月  　　実施場所：相馬市、南相馬市  (3) 市町村及び事業所への普及啓発活動  　実施時期：7～10月  　　実施場所：管内事業所 | 所重点 |

○薬物乱用の防止

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 麻薬等取締事業 | 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、  覚せい剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、麻薬、覚せい剤取扱者に対する監視指導及び取締を行う。  また、これら薬物の乱用による危害防止及び社会問題化している危険ドラッグによる危害を防止するため、乱用防止の普及啓発を行う。   1. 麻薬取扱施設の立入検査の実施   実施時期：通年  (2) 不正大麻・けし撲滅運動（5～7月）  ア 管内の巡視  イ 啓発資料の配布  (3) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10～11月) | 所重点 |
| ２ | 薬物乱用防止指導員運営事業 | 覚せい剤、シンナー等の乱用根絶を目指し、徹底した啓発活動を効果的に実施するため、薬物乱用防止指導員を育成するとともに、同協議会の活動支援を行う。  (1) 地区薬物乱用防止指導員協議会総会の開催支援  ア 相馬地区薬物乱用防止指導員協議会  開催時期：5月  開催場所：相双保健福祉事務所  　　イ 双葉地区薬物乱用防止指導員協議会  　　　 開催時期：6月  　　　 開催場所：ならはCANvas  (2) 地区薬物乱用防止指導員協議会への補助  　 補助率：定額  (3)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施  　　実施時期：6～7月  ア 街頭キャンペーンの実施  イ 啓発資料の配布 |  |
| ３ | 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 | 若年層の薬物乱用防止を図るため、薬物乱用防止教室への講師派遣や啓発用資料の配布等の啓発活動を実施するとともに、薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に対応する。  (1) 薬物乱用防止教室への講師派遣  派遣時期：通年 |  |

１-２　医療薬事課（感染症予防チーム）

○感染症対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 予防接種普及事業 | 流行のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、市町村に対し、予防接種法に定められた定期･臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への対応について技術的助言を行う｡  (1) 予防接種事故対策負担金  市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費、医療手当、障害年金の給付額の一部を県及び国が負担する。（負担率；国1/2、県1/4、市町村1/4）  (2) 予防接種事故発生調査費補助金  市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査等に要した費用の一部を県及び国が負担する。（負担率；国1/2、県1/4、市町村1/4） |  |
| ２ | 感染症予防対策事業 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図る。  　また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努める。  (1）感染症予防費等負担金  感染症の病原体に汚染された場所の消毒に要する経費等の市町村支弁分に対する負担金を支出する。  　負担率：2/3（国1/2、県1/2）  (2) 腸管出血性大腸菌感染症予防対策事業  腸管出血性大腸菌感染症患者の発生に対する検査及び感染拡大防止対策を実施する。  (3) 移送  1類・2類感染症患者等を患者発生場所から感染症指定医療機関へ移送する。  (4) 感染症診査協議会の運営  患者の入院勧告及びその延長に関する必要な事項を審議するため、感染症診査協議会を開催する。  　開催時期：毎月（定期及び臨時）  　開催場所：相双保健福祉事務所  (5) 入院患者医療費  入院勧告又は入院の措置をした場合において、患者が受ける医療に要する費用のうち、社会保険等で負担される部分を除いた費用を負担する。  当所は、申請書の受理、患者票交付等の事務を行う。  (6) 麻しん対策事業  麻しん・風しんを排除するため、発生時におけ  る疫学調査等の二次感染防止のための適切な初期対応及び住民への感染防止の普及啓発を図る。  (7) 新型インフルエンザ医療体制整備事業  　　感染防止のため入院患者受入協力医療機関への  設備整備補助を行う。  (8) デング熱等予防対策事業  　 管内でのデング熱感染時に、疫学調査・二次  　感染防止･検体搬送等を行う。 | 所重点 |
| ３ | 感染症発生動向調査事業 | 感染症の発生状況や動向を早期に把握し感染拡大の防止を図るため、各定点医療機関からの報告を感染症情報センターに報告し、還元された情報を管内関係機関に提供するとともに、ホームページで公表する。  定点医療機関：7医療機関（11定点） |  |
| ４ | 新型インフルエンザ等対策推進事業 | 新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応するために、医療体制の整備等以下の事業を実施する。  (1) 地域医療会議  地域の実情に応じた関係機関の役割、連携体  制を検討する。  (2) 対応訓練等  新型インフルエンザ発生時に迅速に対応するため、新型インフルエンザ等対策業務マニュアルの周知及びＰＰＥ着脱訓練を実施する。  　また発生時における医療機関での対応を確認す  るため、医療従事者を対象とした実働訓練を実施  する。  　また、発生時における医療機関での対応を確認するため、医療従事者を対象とした実動訓練を実施する。  (3) 新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画策定支援等 | 所重点 |

○結核対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 結核定期健康診断補助金 | 結核定期健康診断の実施を確実なものとするため、私立学校及び施設が行う結核定期健康診断に対し、補助金を交付する。 |  |
| ２ | 結核医療費 | 結核の適正な医療の普及と結核の感染予防のため、感染症法の規定に基づき、入院・通院に係る医療費の公費負担を実施する。当所は、患者票交付等の事務を行う。  (1) 一般患者（法第37条の2）医療費公費負担事業  (2) 入院患者（法第37条）医療費公費負担事業 |  |
| ３ | 結核患者管理事業 | 結核患者に対する療養上必要な指導を行うとともに、感染症法第17条に基づく定期外の健康診断及び第53条の13に基づく登録患者の健康診断を医療機関等への委託により実施する。  (1) 家庭訪問指導及びＤＯＴＳカンファレンス等  　　対象者：一般患者、入院患者及び患者家族  (2) 接触者健診  対象者：患者家族及び接触者等  (3) 管理検診  対象者：治療終了者、治療放置患者、経過観察患者、病状不明者等 |  |

○肝炎対策、エイズ対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | エイズ対策促進事業 | エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進する。  (1) 普及啓発事業  ①　世界エイズデーキャンペーン  ショッピングモール等において、啓発用資材の配布等キャンペーンを実施し、特に若年層を対象とした啓発を図る。  　　 実施時期：12月  実施場所：南相馬市内  　②　啓発活動  　　　合同庁舎内にレッドリボン、パンフレットの配布コーナーを設置するとともに、ポスター等掲示や各種講演会等でのパンフレットの配布を行う。  　　 実施時期：11月  　　　学校からの要望等により、出前講座を開催し、エイズを含む性感染症予防について知識の普及・啓発を図る。  (2) エイズ一般相談  　　 エイズに関する地域住民からの相談（来所、電話）に対応する。（随時） |  |
| ２ | ＨＩＶ・肝炎・梅毒検査事業 | 感染者・患者の早期発見と住民の不安の除去を図るため、ＨＩＶ抗体検査、肝炎ウイルス検査及び梅毒検査を実施する。  (1) ＨＩＶ抗体検査事業  ＨＩＶ及び梅毒の匿名検査を原則無料で実施する。（原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施）  (2) 肝炎ウイルス検査事業  　ア　Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎ウイルス検査を無料で実施（原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施）し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見を図る。  　イ　肝炎検査陽性者のフォローアップを推進し、重症化予防を図る。  　　(ア)フォローアップ事業  　　　　対象者の同意を得て、定期的に医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合受診勧奨する。  　(イ)検査費用の助成  　　　　フォローアップ事業対象者が保健医療機関を受診した場合、初回精密検査費用及び定期検査費用（年2回）の自己負担分を助成する。  (3) 梅毒検査事業  　　梅毒患者が急増していることを踏まえ、梅毒検  査を実施（原則予約制で週1回実施、夜間検査  は月2回実施）し、感染者を早期発見、早期治  療及び感染拡大の防止を図る。 |  |
| ３ | 肝炎医療費 | 肝がん等への進行予防や効果的な肝炎治療を推進するため、患者の経済的負担の軽減を図り受診機会の拡大を図る。  当所は、肝炎医療受給者証の交付申請書の受付等  の事務を行う。 |  |
| ４ | 保健所における肝炎相談事業 | 肝炎の早期発見と患者・家族等の不安の軽減を図るため、肝炎ウイルス検査等に関する相談窓口を設置し、来所、電話による相談に対応する。（随時） |  |
| ５ | 肝炎対策普及・啓発事業 | 肝臓週間啓発キャンペーン  街頭において啓発用資材の配布等を実施  実施時期：7月  実施場所：南相馬市内 |  |
| ６ | 肝がん・重度 肝硬変医療費 | Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減及び肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため実施する当事業について、交付申請書受付等の事務を行う。 |  |

〇新型コロナウイルス感染症への対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 新型コロナウイルス感染症患者支援事業 | (1)PCR検査  　 濃厚接触者に対するPCR検査について、管内の  診療・検査医療機関に依頼するとともに、採取し  た検体を衛生研究所等の検査機関に搬入する。加  えて、検体採取を委託した医療機関に対する費用  負担の事務を実施する。  (2)陽性患者入院費  　 感染症法第19条の規定に基づき、入院勧告を行  った患者に対して、入院治療に要した費用に係る  公費負担事務を行う。 |  |
| ２ | 新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業 | 新型コロナウイルス感染症の現状等について、  郡医師会と情報共有の場を設けることにより、病  床確保の必要性等について理解を深め管内医療機  関の拡充を図っていく。 |  |
| ３ | 新型コロナウイルス感染症移送体制整備事業 | 新型コロナウイルス感染患者について、保健所  による移送対応が困難な場合、消防機関に移送を  要請する。また、移送に要した資材等の費用負担  の事務を実施する。 |  |
| ４ | 新型コロナウイルス感染症医療物資調達事業 | 新型コロナウイルス感染症の流行に備え、ＰＰ  Ｅ物資（個人防護服）等の医療物資を可能な限り  調達し、医療機関に配布する。 |  |
| ５ | 新型コロナウイルス感染症診療・検査体制強化事業 | 郡医師会との会議等を通じて、管内診療所等の  医療機関に対して、診療・検査医療機関としての  契約について依頼することにより、診療・検査体  制を強化する。 |  |
| ６ | 新型コロナウイルス感染症対応医師等派遣事業 | 医療機関・施設における新型コロナウイルス感染症患者発生時に、必要に応じて感染制御チームの派遣を要請する。 |  |
| ７ | 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談窓口 | 管内に居住又は滞在している県民等からの新型コロナウイルス感染症等に係る相談や問合せに関する対応を行う。 |  |
| ８ | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に推進するため、医療従事者に対する接種の調整及び住民接種を実施する市町村を支援する。 |  |

２-１　衛生推進課（環境衛生チーム）

○衛生的な環境対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 環境営業許可指導事業 | 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生関係営業の許可、監視指導等を行う。  (1) 生活衛生関係営業施設の新設等に係る事前指導  (2) 営業施設に対する定期的な監視指導  実施時期：通年（概ね5年に1回立入）  対象施設数：1208件〔避難指示区域含む〕  (3) 生活衛生関係営業施設の自主管理指導  (4) 生活衛生及び生活衛生営業経営に関する情報提供（講習会等） | 所重点 |
| ２ | 建築物の衛生的環境確保事業 | 建築物における衛生的環境の確保を推進するため、特定建築物等の監視指導を行う。  (1) 特定建築物の衛生的管理の監視指導  実施時期：8月～１月（概ね２年に１回（重点施設は年1回）立入）  対象施設数：79件〔避難指示区域含む〕  (2) 建築物清掃業等の知事登録業者の監視指導  実施時期：12月～2月（年1回立入）  対象数：28件 |  |
| ３ | 生活環境の衛生確保事業 | 生活環境の衛生を確保するため、各種相談の受付及び助言・指導や関係施設の監視指導を行う。  (1) 住居衛生  　衛生害虫や居住環境に関する種々の相談対応、情報提供  (2) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等及び事前指導  (3) 家庭用品に含まれる有害物質の監視  (4) 遊泳用プールの衛生管理指導  実施時期：7月（年1回立入）  対象施設数：14件〔避難指示区域含む〕 |  |
| ４ | 生活衛生関係施設衛生確保推進事業 | (1) レジオネラ属菌対策指導  安心して利用できる入浴環境を確保するため、公衆浴場及び旅館の浴槽水の中のレジオネラ属菌検査を実施し、施設の適正な衛生管理について指導、啓発を行う。（6月及び10月、検査予定数10件）  ア　循環式浴槽を有する入浴施設の衛生指導　 イ　循環式浴槽水の水質検査  ウ　循環式浴槽水の自主検査の推進  (2) 理美容所器具類の細菌検査  　　理美容所において使用する器具の消毒効果について、確認検査の結果を踏まえ、営業者に対し適切に指導する。  実施時期：４～８月 検査予定数：15件 | 所重点 |

○飲料水の衛生対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 飲料水の衛生確保事業 | 安全な水道水の安定的な供給を図るため、水道事業の認可・確認・届出関係事務を行う他、各水道施設等の監視指導・啓発を行う。  (1) 水道水の安全確保  ア　水道施設の監視指導  実施時期：4月～12月  対象施設数41件（避難指示区域含む）  イ　簡易専用水道・準簡易専用水道の衛生管理指導  ウ　水道事業の基盤強化・広域連携に関する研修会の開催  　　構成員：当所及び水道事業者の実務担当者  (2) 飲用井戸使用者に対する衛生的飲用指導 | 所重点 |
| ２ | 水道水質安全確保事業 | 放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供するため、飲料水を対象とした放射性物質のモニタリング検査を実施する。  (1) 飲料水の放射性物質モニタリング検査の受付及び基準超過時の飲用指導 | 全庁重点  所重点 |
| ３ | 水道施設整備国庫補助指導監督事務 | 生活を支える安全・安心な水道の整備を図るため、  市町村や水道企業団に対し、水道施設整備国庫補助に関する助言及び申請の受付事務を行う。 |  |

○温泉の適正利用の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 温泉の適正利用推進事業 | 温泉源の保護と適正利用を推進するため、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を実施する。  源泉数：23件  温泉利用施設数：16件（避難指示区域含む）  (1) 温泉掘削等の許可申請に係る指導・現地調査  (2) 温泉利用施設の許可、立入検査・指導、温泉掲示指導  (3) 源泉、温泉施設等における可燃性ガスに係る安全対策指導 |  |

２-２　衛生推進課（食品衛生チーム）

○食品安全確保対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 食品営業許可指導事務 | 食品に起因する衛生上の危害防止と食の安全確保に向けた食品衛生の向上を図るため、食品営業許可事務等の適正な処理並びに食品営業施設に対する効果的な監視指導を実施する。（通年実施）  (1) 食品衛生法の改正に伴う新制度の内容周知及び適正な事務処理  (2) 食品営業施設等の監視指導  ア　食品営業者に対する施設・設備基準の適正指導及び許可申請に基づく現地調査  イ　食品取扱者に対する食品衛生講習会の実施  　ウ　食品製造・加工施設等の重点監視指導   1. 広域流通食品や特産品の製造・加工施設 2. 観光地関連施設 3. 大型小売店 4. 大量調理施設（旅館・ホテル、仕出し屋・弁当屋、給食施設）   　エ　食品卸売市場に対する早朝監視  オ　食品営業施設に対するHACCP方式による衛生管理の導入指導  (3) 食品収去検査の実施  (4) 消費者からの相談対応  (5) 食品衛生思想の普及啓発  　ア　消費者向けの食品衛生講習会の実施  イ　家庭における食中毒防止のための食品衛生思想の普及啓発 |  |
| ２ | 福島県産加工食品の安全・安心の確保事業 | 県産加工食品の安全性を確保し、風評払拭を図るため、食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに放射性物質対策を組み合わせた「ふくしま食品衛生管理モデル（ふくしまＨＡＣＣＰ）」の導入を推進する。（通年実施）   1. ふくしまＨＡＣＣＰ導入研修会の開催 2. 導入施設における適正運用の確認及び指導助言 | 全庁重点  所重点 |
| ３ | 食中毒等発生時の原因究明調査 | 食中毒等発生時において、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るため、喫食調査、施設調査及び微生物学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、原因施設に対して必要な措置を指導し事故の再発防止を図る。（随時実施） | 所重点 |
| ４ | 食品安全対策の強化事業 | (1) 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査  食肉、卵、牛乳、魚介類等に残留する可能性のある抗生物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品を検査し、生産段階での不適正な使用による違反品を排除するとともに、関係機関を通じて生産者を指導するなど再発防止を図る。（通年実施）  (2) 食品中の残留農薬検査  県内に流通する農産物の残留農薬検査を実施し、実態の把握と違反品の排除に努め、関係自治体との連携により回収等の必要な措置を講じる。（通年実施）  (3) 食品添加物の適正使用取締り検査  使用頻度の高い食品添加物を含む食品を重点的に検査し、違反食品の排除に努めるとともに、食品添加物の適正使用を指導する。（通年実施） | 所重点 |
| ５ | 食品中の放射性物質対策事業 | 市場等に流通する食品等の安全性を確認するため、県内農林水産物等を原材料とする加工食品の放射性物質検査を実施し、基準値を超過した場合には流通防止及び再発防止の指導を行う。（通年実施） | 全庁重点  所重点 |

第４　いわき出張所

○被災者に対する健康支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 被災者健康サポート事業 | 復興公営住宅等で生活している被災者等が、健康的な生活を維持していけるよう、避難元市町村及びいわき市と連携しながら、健康支援活動の実施体制を整備するとともに、健康状態の悪化予防や健康不安の解消に向けた健康支援活動を実施する。  (1) 借上住宅・復興公営住宅等への家庭訪問  　　家庭訪問により健康状態の把握を行い、健康相談等を実施する。  　　訪問対象者は市町村と検討して選定する。  (2) 健康教育・健康相談等の実施支援  　　避難元市町村等の依頼により、借上住宅・復興公営住宅等の入居者の集会所や地区公民館等における健康教育（栄養、健康づくり）・健康相談等の実施を支援する。  (3) 市町村事業の協力支援  　　避難元市町村では肥満、高脂血症等の健診データの悪化がみられ生活習慣病予備群が増加傾向にあることから、いわき地域において生活習慣病や生活不活発病の予防等が実施できるよう、本所と連携しながら、事業企画、計画立案、実施等の助言や協力を行う。  　・総合健診及び事後指導等の協力  　・特定保健指導の協力  (4) 被災した障がい児・者の健康支援に係る関係機  関との連携  障がい児が避難先で安心して適切に療育指導を  受けられるよう、委託先の療育施設や関係機関との連携を図る。  　・双葉地方地域自立支援協議会（こども部会）との連携 | 全庁重点  所重点 |
| ２ | 被災者の心のケア事業 | 被災者のＰＴＳＤ（心的外傷ストレス障害）やうつ病、アルコール問題等の心の問題に対応するため、震災後の精神保健活動の拠点である「ふくしま心のケアセンターいわき方部センター」と連携し、必要に応じ、借上住宅・復興公営住宅等の家庭訪問等の支援活動を行う。 | 全庁重点  所重点 | |

○被災者支援に係る市町村等との連携

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 被災者支援に係る市町村等との連携強化事業 | (1) 避難元市町村及びいわき市との連携業務  借上住宅・復興公営住宅等で生活する相双地域等からの避難者に対する保健福祉サービスが効果的に実施できるよう、各市町村との個別打合せや保健事業担当者会議等を開催し、情報交換や課題の整理、対応策に関する協議、連絡調整等を行うとともに、本所へつなぎ、広域調整に努める。  (2) 各関係機関との連絡調整業務  施設や他の支援団体等の関係機関との連携や情報交換を通し、避難者の課題やニーズの把握に努め、課題の整理や関係機関間の調整を行う。 | 所重点 |
| ２ | 被災者支援に係る双葉郡８町村及び南相馬市による連携事業（介護予防等事業） | 双葉郡８町村及び南相馬市連携による介護予防等事業の相互利用の円滑な実施・充実に向けて、各市町村と密に連携・協力し課題解決に努める。  　また、いわき市事業の利用に向けた調整を図る。 |  |
| ３ | 復興公営住宅入居者の健康づくり・介護予防事業 | 復興公営住宅入居者に対する健康支援が円滑に実施できるよう、関係機関との打合せや復興公営住宅入居者支援実務者会議等を開催し、情報交換や課題の整理、対応策に関する協議、連絡調整等を行う。  事業を実施している団地へは、住民主体の活動が継続されるよう定期的な見守り等を実施し、活動を支援するとともに、他団地への事業の拡大についても支援する。  また、いわき市事業との連携により地域との交流促進を図る。 |  |

○母子保健対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 | (1) 子ども健やか訪問事業  震災により避難を余儀なくされている子どもを持つ家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児に関する相談等に対応することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。  訪問対象者：いわき市内に避難している児童を持つ家庭（主に、１歳児及び４歳児、継続支援児）  実施時期：６月～３月 | 全庁重点  所重点 |
| ２ | 市町村母子保健支援事業 | 市町村で実施される母子保健事業に対し、保健師等の派遣による支援を行う。  (1) いわき市の乳幼児健康診査への協力  いわき市における4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査に当所から保健師を派遣し、要支援児の把握及び事後管理の充実を図る。  派遣回数：年175回  (2) 相双地域あそびの教室の開催(共同開催)  　　発達に遅れやその心配がある幼児に対して小集団でのあそびを通じて発達を促すとともに、保護者の適切な対応を促し、必要に応じて福祉サービス等が受けられるよう支援する。  　　実施時期：5月～2月（年10回）  (3) 幼児健康相談会への協力  　　ふくしま子どもの心のケアセンター及び市町村が実施する幼児健康相談会に保健師等を派遣し、幼児の発達の特性を知るとともに、保護者の適切な対応を促し、必要に応じて福祉サービス等の充実を図る。  (4) ファミリークラスの開催（共同開催）  　　妊娠・出産に関する理解を深めるとともに、妊婦の孤立化を予防し、早期に専門職とつながることで産前から産後までの切れ目ない支援の充実を図る。  　　妊婦及びその家族を対象に、2回1コースを年に2コース実施する。  　　・実施時期：6月、11月に各1コース | 所重点 |
| ３ | 小児慢性特定疾病対策事業 | 慢性疾病に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、その治療方法の確立、普及及び患者家族の医療費の負担軽減のため、申請に係る電話・来所相談に対応し、必要に応じて家庭訪問を行う。 |  |
| ４ | 不妊症等で悩む方への支援事業 | 不妊症に関する来所、電話による相談に対応する。  また、いわき地域における特定不妊治療費助成申請に関する相談に対応する。 |  |

○難病対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 難病在宅療養者支援体制整備事業 | 難病患者及び家族の生活の質の向上を図るため、長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ＡＤＬ）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービス等の適切な支援を行う。  (1) 難病患者相談指導事業  　　難病患者の在宅療養を支援するため、保健師、栄養士等による家庭訪問等相談対応を行う。  (2) 難病患者医療相談事業  　　疾病等に対する不安の軽減を図るため、専門の医師等による医療、療養生活に関する相談会及び患者・家族の交流会等をいわき市と連携を図りながら開催する。  　実施時期：10月  　開催場所：いわき市内 |  |
| ２ | 特定疾患治療研究事業・指定難病医療費助成事業 | 原因が不明で治療方法が確立されていない指定難病について、医療費の自己負担の軽減を図るため、いわき地域における受給者証交付申請に関する事務を行う。 |  |
| ３ | 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | 先天性血液凝固因子障害者がおかれている特別な立場を考慮し、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図るため、いわき地域における受給者証交付申請に関する相談に対応する。 |  |

○各種免許の交付

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業名 | 概要 | 備考 |
| １ | 医師免許等の交付事務 | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等医療従事者の免許申請に係る事務等を行う。 |  |
| ２ | 栄養士・管理栄養士指導事業 | 栄養士・管理栄養士の免許申請に係る事務や管理栄養士国家試験等に関する事務等を行う。 |  |

第Ⅲ編　年間行事予定表

１　総務企画課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ・福祉行政報告例（年度報）  ・国民生活基礎調査（調査員説明会） | 10  月 | ・日赤有功会研修  ・赤い羽根共同募金運動（10/1～3/31）  ・県立医科大学看護学部地域看護学実習（Bグループ：9/26、10/3～10/6）  ・保健師等現任教育研修（第３回） |
| ５  月 | ・衛生行政報告例（年度報）  ・保健師活動領域調査  ・市町村被災者健康支援活動連絡会  （市町村巡回）5月下旬～6月上旬  ・保健師等現任教育研修（第１回） | 11  月 | ・社会福祉法人監査（町村社協） |
| ６  月 | ・衛生委員会  ・地域保健・健康増進事業報告（年度報）  ・医療創生大学看護学実習（6/27～6/30）  ・国民生活基礎調査（調査実施） | 12  月 | ・NHK海外たすけあい  ・共同募金歳末たすけあい  ・地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修会  ・民生委員一斉改選（12/1） |
| ７  月 | ・日赤有功会総会  ・業務概況発行  ・県立医科大学看護学部統合実習（7月～8月中）  ・相双地域保健医療福祉協議会 | １  月 | ・戦傷病者乗車券類引換証交付実績報告  ・新任民生委員への講習 |
| ８  月 | ・管理栄養士実習（8/22～8/26）  ・地域医療体験研修（中旬～下旬）  ・保健師等現任教育研修（第２回） | ２  月 | ・衛生行政報告例（隔年報）  ・保健師等現任教育研修（第４回） |
| ９  月 | ・県立医科大学看護学部地域看護学実習（２学年）（Aグループ：9/26～30）  ・有害図書類の指定にかかる書店等の指導  ・携帯電話インターネット接続役務提供業者等に対する立入調査 | ３  月 | ・次年度事業計画策定 |

※毎月実施：人口動態調査/医療施設動態調査/病院報告/福祉行政報告例（第54表・保育所在所者、第54の2表・幼保連携型認定こども園在所者、第25表・障害者福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況、第66表・給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員）

※適宜開催：所内企画会議

２　保健福祉課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ◎百歳高齢者知事賀寿（～3月）  ◎被災地「地域包括ケアシステム」  構築総合支援（～3月）  ○児童福祉施設等入所費負担金戸別訪問  （～3月）  ●ひきこもり家族教室（～2月(偶数月6回)）  ●相双圏域人材育成部会（年3回）  ●相双圏域地域移行・地域定着部会（年3回） | 10  月 | ◎介護保険業務・地域支援事業技術的助言  （～2月）  ○児童福祉施設（児童厚生施設）指導監査  （～1月）  ○児童福祉施設（幼保連携型認定子ども園）指導監査　　　　　　　　　　（～1月）  ○発達障がい児支援者スキルアップ事業  方部別研修会（第1回） |
| ５  月 | ○慢性疾病児童地域支援事業交流・相談会  （～11月：2回）  ●特別障害者手当等給付（5,8,11,2月）  ●心の健康相談（～3月（6回））  ●うつ病家族教室（～1月(奇数月5回)）  ●アルコール家族教室（～3月(毎月11回)） | 11  月 | ○発達障がい児支援者スキルアップ事業  方部別研修会（第2回）  ●自殺予防ゲートキーパー養成研修会  （第2回）  ●精神科病院実地指導及び入院患者の実地審査  ●精神障がい者地域生活移行理解促進研修会 |
| ６  月 | ○認可外保育施設指導監査  ○子ども健やか訪問事業（～3月） | 12  月 |  |
| ７  月 | ◎介護保険施設等実地指導及び社会福祉施設指導監査（～２月）  ◎地域包括ケアシステム研修会(市町村対象)  ○小児慢性特定疾病医療費支給認定  申請更新受付(～8月)  ○市町村母子保健連絡調整会議  ●自殺予防ゲートキーパー養成研修会(第1回) | １  月 | ◎退院調整ルール運用評価会議  ●精神障がい者地域移行圏域ネットワーク強化研修(第2回) |
| ８  月 | ○社会福祉施設指導監査  （障がい児施設　2カ所）（～12月）  ○児童手当事務指導監査  ●相双地域自殺対策推進協議会 | ２  月 | ◎相双地方高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定等連絡会議  ◎相双地域福祉・介護人材育成確保対策会議  ◎地域包括ケアシステム圏域別連絡会議  ●相双障がい保健福祉圏域連絡会 |
| ９  月 | ◎認知症対応力向上研修  ○社会福祉施設指導監査（保育所）（～11月）  ○児童福祉（保育関係）行政調査指導  ○不妊セミナー（～11月）  ●自殺予防に係る啓発資料配付  ●精神障がい者地域移行圏域ネットワーク強化研修(第1回) | ３  月 | ●自殺予防に係る啓発資料配付 |

　◎：高齢者支援チーム　　　○：児童家庭支援チーム　　　●：障がい者支援チーム

３　生活保護課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ・年間訪問計画の作成  ・保護のしおり等による権利義務の周知  （～6月）  ・「法６１条に基づく収入の申告について（確認）」の説明及び確認書の徴取（～6月）  ・各種年金・手当等の調査認定（～7月）  ・教材費及び給食費の認定  ・家賃・間代・地代等の確認 | 1. 月   月 | ・冬季加算の認定  ・社会福祉施設入所者の実態調査 |
| ５  月 | ・新規就労者の就労状況確認  ・各種年金の収入改定 | 11  月 | ・賞与収入の把握  ・期末一時扶助の認定 |
| ６  月 | ・挙証資料の整備及び内容検討  ・課税台帳調査  ・援助方針の策定 | 12  月 | ・中・高卒予定者の進路調査  ・挙証資料の整備及び内容検討 |
| ７月 | ・賞与収入の把握・（推定）認定  ・被保護者調査[年次調査]  ・長期入院患者の実態調査  ・児童扶養手当の収入改定 | １月 | ・賞与収入の認定 |
| ８月 | ・賞与収入の認定  ・一時扶助支給対象者の確認  ・不動産保有状況調査 | ２月 | ・小・中・高等学校、入進学者把握  ・入学準備金及び学童服の認定  ・中・高卒予定者の進路調査  ・就職支度費の認定 |
| ９月 | ・年金受給権一斉調査  ・援助方針見直し  ・被保護者健康管理支援事業の中間評価 | ３月 | ・全ケース見直しと年度取りまとめ  ・次年度生活保護運営方針及び事業計画の策定  ・次年度ケース分類の見直し  ・長期入院患者実態把握対象名簿・長期外来患者指導台帳の作成  ・就職者及び入進学者の状況把握  ・高校就学費用の認定  ・被保護者健康管理支援事業の評価 |

○毎月　レセプト点検（縦覧点検）

○随時　長期外来患者の病状確認と指導、扶養能力調査、管内扶養義務者調査

４　健康増進課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | 〈未成年者飲酒防止強調月間 4/1～4/30〉 | 10  月 | 〈がん検診受診率50％キャンペーン月間  10/1～10/31〉  ・第1回相双地域糖尿病性腎症重症化予防 プログラム検討会 |
| ５  月 | 〈世界禁煙ﾃﾞｰ 5/31、禁煙週間 5/31～6/6〉  ・世界禁煙デーキャンペーン  ・相双地区食生活改善推進協議会総会  ・市町村栄養業務担当者会議  ・第1回3部連携事業ワーキング部会  ・難病ボランティア新規養成講座 | 11  月 | 〈全国糖尿病週間 11/9～11/15〉  ・原爆被爆者健康診断(定期･希望)  合同  実施  ・国民健康・栄養調査  ・歯科疾患実態調査  ・第2回相双地域糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会 |
| ６  月 | 〈食育月間 6/1～6/30〉  〈歯と口の健康週間 6/4～6/10〉  ・原爆被爆者健康診断(定期)  ・地域保健・職域保健連携協議会  ・難病ボランティアなみの会第1回定例会  ・第1回子どもの食を考える相双地域ネット  ワーク会議 | 12  月 | ・被爆二世健康診断(12～2月)  ・相双地区食生活改善推進協議会研修会  ・被災者健康支援活動連絡会  ・難病ボランティアなみの会第2回定例会  合同  実施  ・市町村栄養業務担当者研修会  ・行政栄養士現任教育研修 |
| ７  月 | ・第1回難病医療相談会（後縦靱帯骨化症）  ・第2回難病医療相談会（神経難病）  ・第1回地域保健・職域保健連携事業検討会  ・第1回国保保健事業連絡会議 | １  月 | ・第2回国保保健事業連絡会議  ・市町村歯科保健強化推進検討会 |
| ８  月 | ・復興公営住宅への健康調査  ・特定給食施設等講習会(相馬地域･双葉地域）  ・管理栄養士臨地実習（8/22～8/26）  ・第2回3部連携事業ワーキング部会 | ２  月 | ・第2回子どもの食を考える相双地域ネット  ワーク会議  ・第2回地域保健・職域保健連携事業検討会  ・難病患者地域支援連絡会議  ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業更新受付  ・遷延性意識障害治療研究事業更新受付 |
| ９  月 | 〈健康増進普及月間 9/1～9/30〉  〈食生活改善普及運動 9/1～9/30〉  ・指定難病医療支給認定更新申請受付・相談  （集中受付期間）  ・ふくしま“食の基本”推進キャンペーン | ３  月 | 〈女性の健康週間 3/1～3/8〉 |

　【通年実施】

○特定給食施設等への巡回指導(個別指導)

　　○健康増進法及び県特定給食施設指導実施要綱に基づく届出の受付

○栄養士・管理栄養士免許申請受付

○食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示等の相談

　　○「うつくしま健康応援店」登録店への継続支援及び新規登録店の募集

○空気のきれいな施設認証制度の申請受付

○改正健康増進法に基づく受動喫煙防止相談・指導　○「ヘル歯ーケア推進事業」

○指定難病医療費支給認定申請、指定医及び指定医療機関申請受付

○被災者健康サポート事業　○出前講座（健康長寿サポーター養成講座　含）

５　医療薬事課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ○薬務担当課長等会議  ●感染症担当課長等会議  ○地域医療事務担当者会議 | 10  月 | （薬と健康の週間 10/17～10/23）  （麻薬･覚せい剤乱用防止運動月間 10～11月）  ○合庁献血併行型骨髄バンクドナー登録会 |
| ５  月 | （不正大麻･けし撲滅運動　5/15～7/31）  ○相馬地方病院群輪番制協議会総会  ○相馬地区薬物乱用防止指導員協議会総会  ○管内市町村献血担当者会議 | 11  月 | （医療安全推進週間 11/19～11/25）  ○危険物運搬車両一斉取締り  ○協力事業所献血併行型骨髄バンクドナー登録会  ○相双地域救急医療対策協議会  〇第1回相双地域医療構想調整会議 |
| ６  月 | （農薬危害防止運動月間　6月～8月）  （「ﾀﾞﾒ｡ｾﾞｯﾀｲ｡」普及運動 6/20～7/19）  （HIV検査普及週間　6/1～6/7）  ○双葉地区薬物乱用防止指導員協議会総会  ○「ﾀﾞﾒ｡ｾﾞｯﾀｲ｡」普及運動626街頭ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ | 12  月 | (世界エイズデー　12/1)  ●世界ｴｲｽﾞﾃﾞｰ街頭ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ  ○双葉・いわき地域ﾒﾃﾞｨｶﾙｺﾝﾄﾛｰﾙ協議会  ○双葉・いわき地域傷病者搬送受入体制検討会 |
| ７  月 | （愛の血液助け合い運動 7/1～7/31）  （世界肝炎デー 7/28）  ○医薬品等一斉監視（～12月）  ○医療機器一斉監視（～12月）  ○「愛の献血助け合い運動」献血街頭ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ  　　　　　　　　　　　（南相馬市、相馬市）  ●肝臓週間啓発キャンペーン | １  月 | （はたちの献血キャンペーン 1～2月）  ○県北・相馬地域ﾒﾃﾞｨｶﾙｺﾝﾄﾛｰﾙ協議会  ○県北・相馬地域傷病者搬送受入体制検討会  ○医療安全研修会 |
| ８  月 | ○（医薬品登録販売者試験） | ２  月 | ●結核指定医療機関指導調査  ○災害時医薬品等在庫状況調査 |
| ９  月 | （結核予防週間 9/24～9/30）  ○病院立入検査（～12月）  ○（毒物劇物取扱者試験）  ○相双地域医療構想調整会議第1回部会 | ３  月 | （世界結核デー　3/24）  （子ども予防接種週間 3/1～3/7） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○は医事薬事チーム、●は感染症予防チーム）

※　通年実施事業

　　○　診療所等立入検査（～2 月）　　　　●　ＨＩＶ・梅毒・肝炎抗体検査（月曜日午後）

　　○　骨髄バンク登録事業（月曜日午後）　●　感染症発生動向調査事業

　　○　薬事監視（～3 月）　　　　　　　　●　エイズ・性感染症予防講座（出前講座）

　　○　毒物劇物営業者等立入検査　　　　　●　結核・感染症予防講座（出前講座）

　　○ 麻薬取扱施設等立入検査　　　　　　●　感染症診査協議会（第３水曜）

　　○　薬の正しい使い方（出前講座）　　　●　結核療養支援連絡会（第４木曜・第４火曜）

　　○　薬物乱用防止教室（出前講座）

　○　献血協力事業所訪問

６　衛生推進課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ・温泉、公衆浴場、旅館監視指導(5月まで)  ・水道、専用水道、給水施設監視(2月まで)  ・観光地・観桜地臨時営業監視  ・早朝市場監視  ・理美容所監視指導事業（3月まで） | 10  月 | ・レジオネラ属菌検査事業  ・食品営業許可継続申請受付  ・秋祭り等臨時営業監視(11月まで)  ・社会福祉施設一斉点検(2月まで)  ・広域流通食品製造施設監視 |
| ５  月 | ・食品営業許可継続申請受付・許可調査  ・結婚式場監視  ・広域流通食品製造施設監視  ・学校給食立入(6月まで) | 11  月 | ・興行場監視指導(12月まで)  ・クリーニング師試験  ・食品営業許可継続許可調査  ・広域流通食品製造施設監視 |
| ６  月 | ・理美容所細菌検査事業(8月まで)  ・レジオネラ属菌検査事業  ・水道週間(6/1～6/7)  ・食品営業許可継続申請受付  ・広域流通食品製造施設監視 | 12  月 | ・建築物衛生登録業者立入検査(2月まで)  ・年末一斉食品取扱い施設監視  ・理美容所監視指導（3月まで）  ・早朝市場監視 |
| ７  月 | ・遊泳用プール巡回指導  ・観光地旅館監視  ・食品営業許可継続許可調査  ・野馬追い等臨時営業監視  ・夏期一斉食品取扱い施設監視(8月まで)  ・土産品製造施設監視(9月まで)  ・早朝市場監視 | １  月 | ・家庭用品試買検査  ・公衆浴場水質検査  ・食品営業許可継続申請受付  ・事業所給食監視指導(3月まで)  ・広域流通食品製造施設監視 |
| ８  月 | ・食品営業許可継続申請受付  ・夏祭り臨時営業監視  ・食品衛生月間  ・集団給食講習会  ・クリーニング所監視指導(10月まで)  ・特定建築物立入検査(1月まで)  ・調理師・製菓衛生師試験 | ２  月 | ・食品営業許可継続許可調査  ・広域流通食品製造施設監視 |
| ９  月 | ・理容消毒講習会　美容消毒講習会  ・食品営業許可継続許可調査  ・病院給食監視(12月まで)  ・農産物直売所監視指導(10月まで) | ３  月 | ・農産物直売所監視指導 |

【通年】

　　・飲料水放射性物質モニタリング検査

　　・加工食品の放射性物質検査

　　・食品安全対策事業（残留農薬等）、収去検査（細菌、食品添加物等）

　　・食品営業許可新規申請受付、許可調査

　　・食品衛生講習会

７　いわき出張所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事業（行事）内容 | 月 | 事業（行事）内容 |
| ４  月 | ・双葉郡８町村及び南相馬市との被災者健康  支援活動打合せ  ・保健事業担当者会議 | 10  月 | ・難病患者医療相談・交流会 |
| ５  月 |  | 11  月 | ・母子保健事業検討会  ・ファミリークラス（2回） |
| ６  月 | ・子ども健やか訪問事業（～3月）  ・ファミリークラス（2回） | 12  月 |  |
| ７  月 |  | １  月 |  |
| ８  月 |  | ２  月 | ・復興公営住宅入居者支援実務者会議 |
| ９  月 | ・特定医療費支給認定更新申請 | ３  月 |  |

１　通年

（１）被災者に対する健康支援

　　○　被災者健康支援活動

　　○　市町村等における栄養・保健指導等への支援

○　被災者支援に係る支援者への支援活動

（２）被災者支援に係る市町村等との連携

○　市町村によるケア会議等支援

○　ふくしま心のケアセンターいわき方部センターとの打合せ会

（３）母子保健対策の推進

○　いわき市４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児健康診査協力（4月～3月）

※保健師派遣

○　相双地域あそびの教室（5月～2月・年10回）

２　随時

　　○　健康教育等

　　○　各種相談事業